

学費延納特別猶予願 申請フォーム入力例

注意

申請フォームを提出するだけでは、特別猶予の許可は下りません。

申請内容に不備・修正があった場合は、ガクシー登録メールアドレス宛に差し戻しメールを配信します。

電話連絡(078-974-0656/078-974-6073)することもあるので、出られなかった場合は、必ずすぐ折り返すようにお願いします。

※学費延納の許可を受けてない方は申請できません。

学籍番号 **必須** **7文字以上** **7文字以下**

ご自身の学籍番号を入力してください。

1234567

※半角英数字で入力してください。

申請者氏名 **必須**

ご自身の名前を入力してください。

神院 次郎

※全角で入力してください。

※姓と名の間にスペースを空けてください。(例 神院 次郎)

学生本人の氏名を**全角で入力**し、
姓と名の間に**スペース**を空けてください。

申請者氏名(フリガナ) **必須**

ご自身の名前のフリガナを入力して下さい。

シンイン ジロウ

※全角で入力してください。

※姓と名の間にスペースを空けてください。(例 シンイン ジロウ)

学生本人の氏名(フリガナ)を**全角カナで入力**
し、姓と名の間に**スペース**を空けてください。

学部・研究科 **必須**

ご自身の所属する学部・研究科を選択してください。

法学部

学年 **必須**

ご自身の学年を選択してください。

1

生年月日 **必須**

生年月日を選択してください。

2025/10/15

学費延納の許可を受けていますか。 **必須**

いいえ(学費延納の許可を受けてない場合、学費延納特別猶予願を提出させていただきます)

学費延納の許可を受けていない方は、申請できませんので、ご注意ください。

保証人氏名 **必須**

神院 太郎

大学に届出ている保証人を入力してください。

保証人確認方法：学内情報サービス>学生生活>学生ポートフォリオ>連絡先情報(学生本人以外)

※全角で入力してください。

※姓と名の間にスペースを空けてください。(例 神院 太郎)

大学に届出ている保証人を入力してください。

★保証人確認方法

学内情報サービス>学生生活>学生ポートフォリオ>連絡先情報(学生本人以外)

保証人氏名を**全角で入力**し、
姓と名の間に**スペース**を空けてください。

保証人氏名(フリガナ)を**全角カナで入力**し、
姓と名の間に**スペース**を空けてください。

保証人氏名(フリガナ) **必須**

シンイン タロウ

※全角で入力してください。

※姓と名の間にスペースを空けてください。(例 シンイン タロウ)

申請者との続柄 **必須**

父

具体的に 100 字以上 150 字以内で入力してください。

特別猶予を願い出る理由を入力してください。 **必須** 100文字以上 150文字以下

〇〇期の学費は奨学金、アルバイト収入、親からの援助、貯金で支払う予定でした。しかし、アルバイト先の経営悪化によるシフト減少と、家計の厳しさから親からの援助も困難になり、延納後の納入期日までの支払いが難しくなりました。そのため、学費延納特別猶予を申請いたしました。

※具体的に記述してください。

家族状況、経済状況、奨学金の利用状況、学費納入計画などを具体的に 100 字以上 150 字以内で記述してください。
※内容がわかりにくい場合は修正を求めることがあります。

学費納入計画を入力してください。 **必須** 100文字以上 150文字以下

〇〇期の学費は、奨学金とアルバイト収入、親からの援助で支払う計画です。アルバイトは学業に支障がない範囲で継続し、安定的な収入を確保します。また、これまでの貯蓄も活用し、いかなる状況にも対応できるよう準備を進めます。納入期日までに確実に全額を支払えるよう、計画的に資金管理に努めてまいります。

※家族状況、経済状況、奨学金の利用状況、学費納入計画などを

・誓約について①～④すべてに、同意したうえで内容確認を押し、申請してください。

申請フォームを提出するだけでは、特別猶予の許可は下りません。
不備・修正があれば連絡します。

誓約について① **必須**

☒ 後期学費延納特別猶予を許可された後は、期限を守り、納入を滞りなく行うことを誓約します。

誓約について② **必須**

☒ 猶予後の納入期限までに納入できない場合、あるいは猶予願の申請期限に遅れた場合は、学費未納者扱い（除籍等）となることに異議ありません。

誓約について③ **必須**

☒ 期日後の申請は受理されないことに異議はありません。

誓約について④ **必須**

☒ 申請受付後に書類不備や確認事項があり、指定の期日までに解消されない場合、申請を取り消しとすることに異議はありません。